平成２１年（フ）第２０号
静岡県御前崎市佐倉1028番地の７
破産者　水嶋　　朗
１　決定年月日　平成21年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
静岡県袋井市浅名1043番地の７、前住所静岡県磐田市今之浦３丁目８番地16
破産者　佐々木春美
１　決定年月日　平成21年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１４５号
神奈川県横浜市金沢区六浦南５丁目11番６－701号、申立時の住所神奈川県三浦市三崎町小網代21番地82
破産者　稲吉　隆一
１　決定年月日　平成21年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３６１号
神奈川県厚木市妻田北４丁目５番27号　ヴェルドミールＤ－２、前住所神奈川県厚木市妻田北３丁目12番20号
破産者　狩野　　茂
１　決定年月日　平成21年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３６２号
神奈川県厚木市妻田北４丁目５番27号　ヴェルドミールＤ－２、前住所神奈川県厚木市妻田北３丁目12番20号
破産者　狩野　洋子
１　決定年月日　平成21年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１１６号
静岡県沼津市原480－３　トーヨーコーポＢ201、前住所静岡県熱海市下多賀1711番地
破産者　川口　康代
１　決定年月日　平成21年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２１５号
静岡県浜松市南区金折町440番地の２
破産者　金原　邦彦
１　決定年月日　平成21年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２９２号
奈良県生駒市東生駒２丁目207番地１　コートＡ―205
破産者　宮本　哲彦
１　決定年月日　平成21年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１８２号
北海道苫小牧市花園町４丁目７番17号
破産者　山田　　実
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第７３９号
仙台市泉区向陽台２丁目25番28号
破産者　澤石　裕二
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９５２号
仙台市青葉区一番町１丁目５番20―401号
破産者　千葉　康子
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９６９号
仙台市泉区館６丁目４番地の16
破産者　小嶋　賢一
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９８号
仙台市青葉区折立５丁目３番３―405号
破産者　大内　順也
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９９号
仙台市青葉区折立５丁目３番３―405号
破産者　大内　美紀
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第２７１号
宮城県栗原市若柳字川北塚ノ根２番地５、住民票上の住所宮城県栗原市若柳字川北中町19番地
破産者　小野寺恵輝
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１５４号
宮城県加美郡加美町字町裏409番地２、前住所宮城県角田市角田字町193番地５　グリーンハイツ10号
破産者　澁谷　芳幸
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１１８号
宮城県石巻市蛇田字新東前沼226番地９
破産者　大原　　修
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
埼玉県熊谷市星川２丁目95番地
破産者　中島　鉄也
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１３６４号
横浜市港南区日野南２丁目20番36号
破産者　福田　京子
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部